

第 2 3 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 4 年 6 月 1 4 日開会

令和 4 年 6 月 1 4 日閉会

米沢市農業委員会

令和4年6月14日（火）午後2時30分 米沢市農業委員会第23回定例総会をJ A山形おきたま米沢支店3階第1会議室に招集した。

出席委員（18名）

1 番 伊藤精司 委員	8 番 高橋信夫 委員	1 6 番 山王堂民榮 委員
2 番 小関善隆 委員	1 0 番 江口益美 委員	1 7 番 古畑功一 委員
3 番 高橋祐弘 委員	1 1 番 宮崎雅文 委員	1 8 番 樋渡由美 委員
4 番 我彦正福 委員	1 2 番 遠藤伊一 委員	1 9 番 二宮啓一 委員
5 番 佐藤利夫 委員	1 3 番 鈴木晃子 委員	
6 番 田代昇一 委員	1 4 番 大野澤進 委員	
7 番 佐藤孝義 委員	1 5 番 相田市三郎 委員	

欠席通告委員（1名）

9 番 佐久間英之 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事 務 局 長	宍 戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	吉 田 潤
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|-------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第3条の規定による許可の取消しについて |
| 報第3号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農用地利用集積計画について |

2. その他

開 会 午後２時３０分

根津補佐 皆様、お疲れさまです。

これより第２３回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を、４番 我彦正福委員のご発声にて
よろしくお願いいたします。

(唱和)

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、ご苦労さまでございます。

広報委員会の広報委員の皆様は大変ご苦労さまです。先日、推進委員の〇〇さんがお亡くなりになったということで、本当にまだまだ△△歳ということでありますので、本当に残念であります。〇〇さんのご冥福をお祈りしたいと思っております。

あと、〇〇さんが亡くなった日の前の日だけに、ひょうの被害、大きなひょうの被害ありまして、皆さんも関わりますが、ラ・フランス、リンゴ、サクランボの屋根をかけていない方は、かなりの被害が出たということで、山形県ばかりでなく福島、宮城、関東のほうでも被害が出たということで、これまた被害に遭われた方にお見舞いを申し上げるとともに、農業委員会としても何か要望書、要請書等も考えていかなければならないなと考えている次第でございます。去年も、霜の被害がいろいろあったわけですが、異常気象からこういったことが毎年起きているのではないかなと思っている次第であります。

あと今日、私ごとになりますが学校田の田植、40年ぐらい続いているわけですが、南原の小学校の５年生の３４名ほど児童いるわけですが、維持管理組合で先生になって、田植をしているわけですが。毎年二、三名の子供が尻餅をついて、大変なことになっているわけですが、今年も２名の男の子１名、女の子１名が尻餅ついて、お尻が真っ黒にじゃぶじゃぶになって、自転車に買物袋を敷いて帰りは帰っていったということで、楽しくやって、これも食農教育ということで、多分一生に一回しかそういった経験もできないことも大変多いのではないかなと思っている次第であります。そういったことで、継続していくということは大変であります、小学校あるうちは、みんなで応援していきたいものだなと思っているところでありす。

あと５月３１日、運営委員会でもお話ししましたが、全国会長会がありまして、その後、山形県選出の国会議員、参議院議員２人、衆議院議員３人の

方にいろいろ水田、水張りの関係から農地法の改正、様々なことで、我々農業委員会が農地利用の最適化、活動がしやすいように、なんとか応援していただきたいというようなことを要請してきたところでもあります。そういったことでいろいろ世の中、コロナもあるしロシアのウクライナ侵攻もありますし、そういった中で制度もいろいろ変わってきているというようなことでございますので、我々もいろいろ勉強しながら進んでいきたいなと思っております。今日は、田植は皆さん終わって安泰しているわけでありませんが、まだまだいろいろお忙しい中、ご出席をいただいたことに感謝を申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。

今日は本当にご苦労さまです。ありがとうございます。

根津補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、9番佐久間英之委員の1名で、出席者は19名中18名であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第23回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、10番 江口益美委員、11番 宮崎雅文委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありますか。

根津補佐

(挙手)

議長

根津補佐。

根津補佐

議案書の訂正等はありません。

議長

ないので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号4号から10号の計7件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田17筆 9, 103.00㎡、畑28筆 5, 769.00㎡、合計45筆 14, 872.00㎡です。

受理番号4号 申請人 亡) ○○○○ 相続人 △△△△、所有者も同一

であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、平成13年頃です。申請理由は、平成13年頃には既に物置等として利用しており、現在も農地として利用していないためです。

受理番号5号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和54年頃です。申請事由は、昭和54年12月10日付指令東地置地第985号で5条許可されており、非農地となっているためです。

受理番号6番 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は平成元年頃です。申請事由は、平成元年頃より耕作しておらず、原野となっているためです。

受理番号7番 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田、畑から山林への転用です。転用年月日は、平成7年頃です。転用事由は、平成7年頃から耕作しておらず、非農地となっているためです。

受理番号8番 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田、畑から原野への転用です。転用年月日は、平成10年頃です。転用事由は、平成10年頃から耕作しておらず、非農地となっているためです。

受理番号9番 申請人 亡) ○○○○、相続人 △△△△、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成13年頃です。転用事由は、平成13年頃には既に耕作しておらず、非農地となっているためです。

受理番号10番 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和35年頃です。転用事由は、昭和35年頃に住宅を建設し昭和50年に解体するも、以降農地として利用していないためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査	(挙手)
議 長	宮原農地主査。
宮原主査	報第2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、農地法第3条の規定による許可の取消し下記のとおりありましたので、報告します。 令和4年4月開催の第21回定例総会により許可となった許可年月日、令和4年4月14日、指令番号、指令第2号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。取消しの理由は、農用地利用集積計画による賃借権が設定されているためです。 以上、ご報告いたします。 よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
全 委 員	なし。
議 長	ないので、報告議案でもありますので、以上で報第2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、を終わります。
議 長	続いて、報第3号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。
瀧口主査	(挙手)
議 長	瀧口主査。
瀧口主査	報第3号 の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分しましたので報告します。 1、米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。令和4年5月16日に行われた第22回米沢市農業委員会定例総会で審議されました農地法第5条第1項の案件につきまして、受理番号4号の1件については、一般社団法人山形県農業会議の常設審議委員会に関わるものなので、許可日については、原則として許可相当と認める旨の答申書の日付と合わせる必要があります。よって、答申書が令和4年5月18日付であることから、下記の日付で許可しました。 受理番号4号、事業者、〇〇〇〇、用途、貸駐車場の造成の1件、許可日、令和4年5月18日。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
全 委 員	なし。
議 長	ないので、報告議案でもありますので、以上で報第3号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。 次に、議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を

宮原主査
議 長
宮原主査

宮原農地主査。

受理番号13号から14号の計2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請がありました筆数及び地積は、畑のみ10筆4,189.00㎡です。

受理番号 13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は、相手方の要望による賃貸借です。

受理番号 14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は、相手方の要望による賃貸借です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号13号から14号を上程いたします。

16番

(山王堂民榮委員 举手)

議長

16番。

16番

16番 山王堂です。

議案第 1 号、受理番号 13 号、14 号について、調査結果を報告いたします。

貸人、受人は議案書記載のとおりでございます。詳細も議案書記載のとおりでございます。

新規就農者の〇〇〇〇さんが△△△△さん、△△△△さんより畑をお借りして農業を始めるというところでございます。場所は、〇〇〇〇から△△△△に行く、通称〇〇〇〇のちょうど真ん中辺、△△△△より西に３００メートルくらいだったと思います、南側になっております。ここは遊休農地でありまして、遊休農地の解消をしないと作れない農地であります。ここを私があっせんいたしまして、〇〇さんがつくるということです。キュウリをつくって出荷するという計画になっております。何ら問題ないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

それでは、ただいまの受理番号１３号から１４号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長 ないので、受理番号１３号から１４号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第２号 農用法第５条第１項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第５条第１項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号６号から７号の計２件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は畑のみ３筆 ５３４．００㎡です。

受理番号６号 貸人 ○○○○外１名、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設です。こちらは都市計画法の用途地域内の３種農地です。

受理番号７号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、自宅敷地の拡張のためです。こちらは既存施設の拡張の１種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いいたします。それでは、受理番号６号から７号を上程いたします。

８ 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 ８番 高橋委員。

８ 番 ８番 高橋です。

受理番号６号について、調査結果を報告します。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりです。使用貸借により申請地へ一般住宅を建設するための申請です。申請地は○○○○地内、△△△△の交差点から東に５０メートルほど入ったところに位置しております。現地調査は６月３日行いました。申請人の○○○○さんからお話を伺ってまいりました。申請人は親子関係にあり、娘さんの△△さんがこの土地を利用して一般住宅を建設するということです。事業計画上、影響を受ける農地も周りにありません。事前着工等もありません。許可要件も満たしており、許可相当と思われます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ６番 田代委員。

6 番

6 番 田代です。受理番号7 番について、ご説明申し上げます。

申請人等、必要事項につきましては、議案書に記載のとおりでございます。
去る6 月4 日午前7 時、渡人の〇〇さん、受人の△△さんと現地にて確認いたしました。場所につきましては、〇〇〇〇の道路が東西にありまして、〇〇〇〇から西に5 0 0 メートルくらい行ったところ、その十字路を今度、北に同じく5 0 0 メートルくらい下ったところでございます。

受人につきましては、市道から自分の自宅までのところを除雪機で飛ばさなきゃいけないと。よって、その雪をいつもお借りしているので、今回、お話申し上げて、渡人の方から買い取りたいというお話でございました。もともと畑でございますし、両者の話も十分に進んでいて、このような結果となってきましたので、私も現地確認いたしました。皆さんでご協議いただき、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議 長

それでは、ただいまの受理番号6 号から7 号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号6 号から7 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

異議がないので、議第2 号 農地法第5 条第1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3 号 農地利用集積計画について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

1 1 番

(宮崎雅文委員 挙手)

議 長

1 1 番 宮崎委員。

1 1 番

1 1 番 宮崎です。

私に関する案件がございますので、一時退席させていただきます。

(宮崎雅文委員 退室)

議 長

それでは、先に受理番号1 号から2 号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議 長

須貝主任。

須貝主任

議第3 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第1 8 条第1 項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1 号から2 号の計2 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ2 筆 7 7 5 .

00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、ただいまの受理番号1号から2号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第3号 農用地利用集積計画について、の受理番号1号から2号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

それでは、さきの受理番号1号から2号を除く受理番号3号から4号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任
議 長
須貝主任

(挙手)

須貝主任。

議第3号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、委員会に付議いたします。

受理番号1号から2号を除く3号から4号の計2件です。内訳は、貸借権の再設定が2件です。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ6筆 12, 137.00㎡、合計も同様です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

- 議 長 ないので、さきの受理番号1号から2号を除く受理番号3号から4号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、議第3号 農用地利用集積計画について、はさきの受理番号1号から2号を除く受理番号3号から4号について、議案書のとおり米沢市が計画を作成することに決定いたしました。
- 以上で、1の提出議案について、の審議は終了いたしました。
- 続いて、2のその他に移ります。
- 農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思います。
- 今回は、16番 山王堂民栄委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
- 1 6 番 お話し場をいただきましてありがとうございます。話題提供でなくて、要望になりますが、よろしいでしょうか。
- 全 委 員 はい。
- 1 6 番 今回のテーマは、耕作放棄地の復元に関する助成事業のことです。山形県ではリニューアル事業という名前でやっている事業なんですけれども、先ほど議案にあった、新規就農者が新しい土地を借りて農業するということも耕作放棄地でありました。そして、リニューアル事業を使って、そこをきれいにしたらいいんじゃないかということで、農政課に聞きに行ったら、今年は終わりましたと言われまして、5月頃終わったなんていうのは、ちょっと何もできない事業だななんて思って、そしてもっと使いやすいような事業ないかなと思って、全国の、前から見ていたんですけども、〇〇〇〇の△△△△の事業が昔からあったのがまだあるかということで、ちょうど6月7日農地相談の日の午前中に直接、〇〇〇〇の農業委員会に電話しまして、農政課に詳しく話を聞きました。その事業は市の単独事業で、また、県のいきいき農地再生事業というものもあるので、△△△△。そのほかに、市の単独事業でやっているということです。交付対象事業の内容で耕作放棄地、農業委員会が耕作放棄地と判定した農地を再生するというので、詳しいことはホームページで各自調べていただきまして、本当にやりやすい事業だなと思いました。領収書も何も要らないということで、計画書もいらないし、判定してそれを解消すればお金が出ると。そして年間の予算幾らですかと聞いたら、追加で次々出しますよということで、やはり遊休農地、耕作放棄地は放っておくと草も伸びるし木も大きくなるので、いち早く解消しなきゃならないという〇〇〇〇の意向です。
- それで、米沢市もそういう事業をしていただきたいなと思って。やはり人

の土地を借りてきれいにして、自腹できれいにしてつくらなくていけないのはどうかと思って。やはり市から少し助成もらえば、やりがいあるのではないかと考えております。米沢市もこれをぜひつくってもらいたいと思います。

以上です。

議 長

大変ありがとうございました。ただいまの話題提供に対して、皆さんからありませんか。事務局として何かございますか。

宍戸局長

(挙手)

議 長

宍戸局長。

宍戸局長

遊休農地の解消につきましては、以前、国で予算を持っておりました。ところが、農水省の話では、あまり利用が芳しくないという意味合いで、なくしたと考えております。そこで、県、それから市の協調によります人・農地リニューアル事業、1反当たり5万円、これが出たわけですが、今、山王堂委員からご紹介いただきましたとおり、やはり単独事業でそういう解消事業を行えたらいいというのは、おそらく向こうの自治体といいますか農業委員会でも考えは同じだろうと思います。ただ、それには単費で予算をやはり確保する必要があるというなかなか厳しい状況もありますので、このようなところ、我々農業委員会サイドとしては、年に1回、意見書としていろんなところで提案させていただいておりますので、そのようなところは活用しながら、なんとか補助事業のような形でできればと考えておりますが、やはり財政的にも厳しいというところが多くありますので、なかなかハードルが高いと考えております。意見書の提出などを通して、なんとか前向きに進めることができればいいなと事務局として思っております。

議 長

ありがとうございました。国の解消事業についても米沢市でも何件か取り組んで、結構な面積解消した経緯がありましたが、突然無くなったということで。遊休農地解消は我々の農業委員会の仕事の3つのうちの大事な1つでありますので、ぜひそういったことで、10月、11月だけ意見書の提出。

宍戸局長

意見書の提出の時期でありますけれども、次年度の予算編成が始まる前というところで、9月もしくは10月あたりをめどに提出をさせていただいているというのが通例です。

議 長

ありがとうございます。19番。

19番

19番 二宮です。ただいまの事案について関連ですが、最近、相続放棄が目立って増えてきているようです。米沢でも最近で4件ばかり。農地の相続放棄になると、当然、遊休農地化するわけですので、その遊休農地化した農地は、有害鳥獣の巣になり、例えば害虫の発生源となったり、隣地の方々がすごく困惑しているわけであります。米沢はまだ少ないほうで、高

畠、南陽に行くとまた件数が多くなります。そこで、先行的な対策を今から講じていかないと、樹木なんて生えと手が負えなくなるという状況になるのではないかと。

例えば、多面的機能の活用資金を利用するとか、そういった先行して対策を講じてもらえればなと思っているところであります。皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

議 長 ただいま、相続放棄、相続しない土地について、遊休農地化しているところが見受けられるというような二宮委員からのお話がありました。この件も踏まえまして、皆さんからごさいませんか。

4 番 (我彦正福委員 挙手)

議 長 4 番 我彦委員。

4 番 4 番 我彦です。今、二宮委員が言ったようなことで、山上地区の多面的機能支払交付金の中に遊休農地があったので、そこを重機使ったりしながら、遊休農地解消して今現在、米をつくっています。利用法をうまくしたほうがいいのかと思います。エリア内にあればですけども。

 以上です。

議 長 そうすると、多面的機能で全額そっちのほうから……。

4 番 出しました。作業日当から、ただ、計画の中に来年度にやりますということとを、一応前の年から挙げておいて、それを来年度に実行するという形で。

議 長 多面的機能というか、それは遊休農地がある場合は解消しないと、その給付金が出ないという。

4 番 その面積は除外しなさいということになるので、作付けなっているところだけをしなさいと。逆に遊休農地のところを起こして、その補助金対象になるようにすると。

議 長 面積から除外されるということだな。その遊休農地、例えば1町歩あれば、1町歩の分は補助対象外ということ。

4 番 補助対象外となるので。

議 長 ただいまの件について、皆さんからありますか。相続放棄は、なかなかこれは難しい問題。

1 4 番 (大野澤進委員 挙手)

議 長 1 4 番 大野澤委員。

1 4 番 1 4 番 大野澤です。その件ですが、私の家の前に住んでいた方が相続放棄をしたということを聞きました。昨年の雪で野木は折れる、周辺は草がぼうぼうで木は生い茂るということで、有害鳥獣もたまに來ているようです。そういう状況なので更地にしていただいて、環境に配慮していただきたいと思っています。家に誰も住まなくなってから大体、五、六年くらいになるん

ですけれども、何もせずそのままです。最初のうちは、娘さんがたまに家を見に来ていたんですけども、その後は来た形跡がありません。このお家の話だけではないと思いますけれども、そういう空き家がだんだんと増えてくると思います。そのままの状態ですつといるのか、相続放棄したから全然関係ないというようなことなのか。その辺も今後どうなるのかと心配しています。そういう状況が続けば、周辺もだんだんと荒れてくるし、とにかく環境的にもよくないということもありますので、市からアドバイスをいただければと思います。

以上です。

議 長
1 4 番
議 長

空き家対策ということかな。

そうですね。

やはりどこの地区にも、そういった空き家についてあるわけで、まして今年の冬は大雪だったということで、かなりうちのほうも軒場あたり壊れたとか、建物壊れたというのが多く見受けられるわけでありますので、けれども空き家については、周りに危険は及ぼさないと市でも動かないんだよな。

そこに柿の木とか栗の木とかあったりした場合、相続放棄地の木なんかはどうして切ったんですか。

4 番

縁故関係を探して、許可を得てやったりしました。仙台に住んでいるけれども、この辺じゃないんだけれども、元の遺産相続した人いたもので、柿の木とか栗の木を伐採。

議 長
4 番
議 長
1 4 番

今は住んでいないけれども。

土地だけ残っているということで。

大野澤さん、それ連絡取って切らせてもらっていいかというふうに。

電話番号だけは一応聞いたんだ、だから切ってくれと言え、切られないわけではない、ただ、木ばかりでないわけよね、やはり家があるわけでしょう。林近いし、獣のすみかにもなりかねない。そこだけ管理しろと言っても、なかなか管理もできない、木は切っていいよと言われれば切られないことはない。山手でなくてもそういう空き家が増えてくると思うけれども、放棄したと言っても、うちの周りくらいは管理でもしてもらえれば一番いいわけで、それは放棄したから全然しないよとは、ちょっと何となくおかしいんでないかなと思うんだけれども。

議 長
5 番
議 長
5 番

そういう大変な問題もあるというふうなことでございます。そのほかあります。耕作放棄地解消について。

(佐藤利夫委員 挙手)

5 番 佐藤委員。

5 番 佐藤です。先ほど山王堂委員がおっしゃった件なんですけれども、

やはり計画的に今のうち、予定しておくとか、そしてまた年明けたら予算計上していただくように農政課に働きかけるというのも1つの方法だと思うんだけど、やはり耕作放棄地というのは、これから年々増えるわけですから、やはり今のうち農業委員である職務柄、やはりそういうことを対策を講じていかないと、ただ単なる耕作放棄地が増える。じゃあどうしたらいいべ、県でも市でも予算が来ないと、ただ立ち止まっているのではなくて、何か行動を起こしていく方法を考えていったほうがいいんじゃないかなと思います。

議 長 来年度の予算（「だけれども自己負担あるわけね」の声あり）そして、本人がつくらないといけないのかな。（「そう」の声あり）その辺り徹底していかないと。

1 6 番 新規就農するにはどうするといいとか、一覧表みたいなのあれば、どういう助成があるよとか、助かると言っていたな、新規就農者も。

5 番 昔あったよね、放棄地を復田するというか。1反当たり3万円とか。
議 長 5万円。

1 6 番 30年までだった。それしようと思ってさせたら、去年までだったというので、1町歩全然出なくて。してもらった人は気の毒だったときもある。

議 長 農地水でも、さっき我彦委員言ったけれども、あるんだな。

1 6 番 やはり農地でも畑とか、そういうところが多いね、こっち。だから田んぼは元に戻すのは当たり前のあれだろうけれども、畑はしないもんな誰も。

議 長 農地水、畑には出ない

1 6 番 だから今、趣味でやっているみたいなものだから。この間もチェーンソー買ったりして、漆に負けたりして、何か生きがいになってきたな。冗談ですけども。進めてください。

議 長 さっき、宍戸局長からのお話あったように、来年度の農業委員の意見書に追加、解消に向けて市の単独のやつも設けてほしいというようなことで、加えるというようなことに、前の日にやりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、話題提供についてはよろしいですか。それでは、皆さんからその他についてございませんか。

ないようですので、以上で本日の第23回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会 午後3時30分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年6月14日（火）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

江口 益美

議事録署名委員

宮崎 雅文